

第3章 総合的な学習の時間

第1 総合的な学習の時間の基本的事項

1 改訂のねらい

平成20年1月の中央教育審議会答申において、総合的な学習の時間の課題について、次のように指摘された。

- 総合的な学習の時間の実施状況を見ると、大きな成果を上げている学校がある一方、当初の趣旨・理念が必ずしも十分に達成されていない状況も見られる。また、小学校と中学校とで同様の学習活動を行うなど、学校種間の取組の重複も見られる。
- こうした状況を改善するため、総合的な学習の時間のねらいを明確化するとともに、子どもたちに育てたい力（身に付けさせたい力）や学習活動の示し方について検討する必要がある。
- 総合的な学習の時間においては、補充学習のような専ら特定の教科の知識・技能の習得を図る教育が行われたり、運動会の準備などと混同された実践が行われたりしている例も見られる。そこで、関連する教科内容との関係の整理、中学校の選択教科との関係の整理、特別活動との関係の整理を行う必要がある。
こうした指摘を受け、同答申では、総合的な学習の時間の改善の基本方針について、次のとおり提言された。
- 総合的な学習の時間は、思考力・判断力・表現力等が求められる、いわゆる「知識基盤社会」の時代において、ますます重要な役割を果たすものである。
- 総合的な学習の時間の教育課程上の位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るために、総則から取り出し新たに章立てをする。
- 教科において基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得やその活用を図るための時間を確保することを前提に、総合的な学習の時間と各教科、選択教科、特別活動のそれぞれの役割を明確にし、これらの円滑な連携を図る観点から、総合的な学習の時間におけるねらいや育てたい力を明確にすることが求められる。
- 学校段階間の取組の重複の状況を改善するため、各学校段階の学習活動の例示を見直す。また、近接する小・中・高等学校間で情報交換を行うなど、学校段階間の連携に配慮する。
今回の編成要領は、以上の答申に基づいている。

2 改善の主なポイント

- (1) 教育課程上の位置付けの改善

教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、総則から取り出し新たに章立てした。

- (2) 目標及び内容の改善

総合的な学習の時間の特徴や目指すところを目標として示し、この時間において育成する生徒の資質や能力及び態度を明確にした。この目標は、従前の総則に示されていたねらいの(1)及び(2)を踏まえながら、これまでも大切にしてきた「探究的な学習」を行うことや、「協同的」に取り組む態度を育てることなどを明らかにして構成している。この目標は、国が示す目標であり、各学校において、総合的な学習の時間を通して実現することが求められる目標である。

その上で、国が示す目標を踏まえ、より具体的な目標や内容は、各学校において定めることを明確にした。

- (3) 内容の取扱いの改善

- ア 探究的な学習としての充実

総合的な学習の時間は、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむために、既存の教科・科目等の枠を超えた横断的・総合的な学習となることを目指して実施されてきた。今回の改訂では、このことに加えて探究的な学習となることを目指した。

- イ 学校間の取組状況の違いと学校段階間の取組の重複
学校間の取組の状況に違いがあることを改善するために、育てようとする資質や能力及び態度の視点を例示した。このことにより、各学校において設定する、育てようとする資質や能力及び態度が一層明確になることを目指した。

- ウ 体験活動と言語活動の充実

従前と同様に体験活動を重視し、積極的に学習活動に取り入れることとした。また、体験活動によって、学習が一層充実したものとなるために、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けることとした。

また、互いに教え合い学び合う活動や地域の人との意見交換や交流活動など、他者と協同して課題を解決しようとする学習活動を重視し、さらに、言語により整理したり分析したりして考え、それをまとめたり表現したりして自分の考えを深める学習活動についても重視した。

- (4) 単位数の履修への改善

高等学校学習指導要領第1章総則第6款の1の(2)において、「学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な学習の時間を履修し、その成果が第4章に定める目標からみて満足できると認められる

場合には、総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない」としている。これは、教育課程における総合的な学習の時間の位置付けが、今まで以上に明確になったことを示すとともに、指導の成果を上げ、その認定を確実にしなければならないことを示している。

また、高等学校学習指導要領第1章総則第2款の2において、総合的な学習の時間の標準単位数は3～6単位であるとしている。加えて、第1章総則第3款の1の(2)において、「特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる」としている。

単位数を2単位とすることができるのは、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われることにより、総合的な学習の時間の単位数を2単位としても総合的な学習の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な学習の時間の単位数を3単位履修させることが困難である場合など、限定的である。

また、標準単位数を減ずる場合においては、

- ・外部への説明責任が果たせること
- ・教職員の共通理解を図ること
- ・減ずることと比較して同じ程度の成果が期待できる学習活動が十分に行われること
- ・各教科・科目における探究的な学習などを年間指導計画などに明示すること
- ・総合的な学習の時間の全体計画においても、教科・科目における探究的な学習などを具体的に示すことなどが求められる。

総合的な学習の時間の単位数については、各学校で十分に検討し、教育課程における位置付けを明確にすることが必要である。

なお、細部については、教育長が別に定める。

第2 総合的な学習の時間の目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

今回の改訂では、総合的な学習の時間の目標を新たに設定した。新たに国の示す基準として目標を定めたのは、この時間を通して実現することが求められる目標を明確にするためである。従前の総則に示されてい

たねらい(1)及び(2)と比べると「探究的な活動」、「協同的」の文言が加わった。この目標は、従前の総則に示されていた総合的な学習の時間のねらいを踏まえたものであり、各学校において創意工夫を生かした特色ある教育活動を引き続き行うことが求められる。

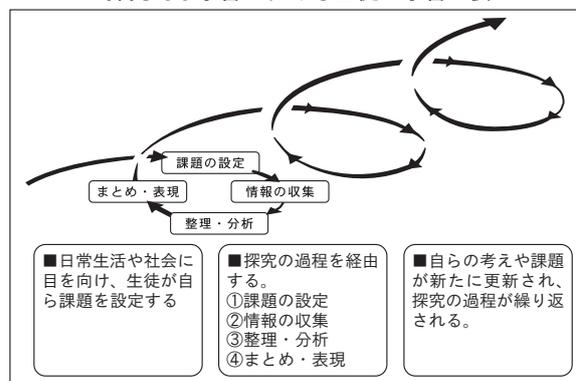
総合的な学習の時間の目標は、以下の五つの要素から構成されている。

1 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと

これまででも、総合的な学習の時間は、問題解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育てることがねらいとして示されていたが、今回の改訂では、その趣旨を一層明確にする観点から、探究的な学習についても目標に明確に位置付けられた。

総合的な学習の時間における探究的な活動とは、問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく下図のような一連の学習活動をいう。

探究的な学習における生徒の学習の姿



「高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」より抜粋

探究的な活動は、生徒が、①日常生活や社会に目を向け、見いだされる疑問や生じる関心をもとに自ら課題を設定し課題意識を持ち、②課題に対する具体的な問題について情報を収集したり取り出したりし、③得られた情報を整理・分析する過程でこれまでに身に付けた知識・技能等と関連付け、あるいは議論を行うなどによって問題解決を図り、④気付きや発見、自分の考えをまとめ、判断し、表現することを通じ、自分の考えや新たな課題が更新され、これに対する問題の解決を行っていくといった発展的に行われる学習活動を繰り返していく過程である。要するに、探究的な学習とは、物事の本質を探って見極めようとする一連の知的営みのことである。

2 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること

「自ら課題を見付け」とは、日常生活や社会に存在する解決すべき問題と向き合って、自分で取り組むべき課題を見いだすことである。この課題は、解決を目

指した学習活動を行うためのものであり、解決への具体的な見通しがもて、生徒の解決への意欲を高めるものである。

「自ら学び、自ら考え、主体的に判断し」とは、自ら設定した課題に対して、生徒自身が見通しを立て計画的に活動し、情報収集、整理・分析などを行い考察していくことである。

「よりよく問題を解決する」とは、解決への手順が簡単には見いだせない問題や一つの方策によっては問題の解決には至らないような場合においても、自らの知識や技能等を総動員して、目の前の具体的な問題に粘り強く対処し解決しようとするものである。

こうしたよりよく問題を解決する資質や能力は、未知の課題に対応することが求められる時代において、自立的に生きるために必要なものである。

3 学び方やものの考え方を身に付けること

「学び方やものの考え方を身に付ける」とは、横断的・総合的な学習や探究的な学習の過程において、それらを現実の様々な状況に応じて活用し、確かにすることである。総合的な学習の時間を通して身に付けていくことが求められる学び方やものの考え方としては、例えば、課題の見付け方やつくり方、目的や意図に応じた情報の集め方や調べ方、整理・分析の仕方、まとめ方や表現の仕方、報告や発表・討論の仕方などが考えられる。また、見通しや計画の立て方、記録の取り方や活用の仕方、コミュニケーションのとり方、振り返りや意思決定、自己評価の仕方等をあげることができ、特に、自分の生活や在り方生き方と結び付けて物事をとらえる見方や考え方を大切にすることが望まれる。

また、各教科・科目等で身に付けた、比較する、分類する、関連付ける、類推する、多面的・多角的に物事を見るなどのものの見方や考え方を総合的に活用することが求められる。

4 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること

今回の改訂では協同的に取り組む態度を育てることが加わった。これは、これからの社会では、他者と協力しながら身近な地域社会の課題の解決に主体的に参画し、その発展に貢献しようとする態度をはぐくむことが必要とされるからである。そのために、互いに考えや意見を出し合い、見通しや計画を確かめ合い、他者の考えを受け入れながら、問題の解決や探究活動を協同的に行う学習活動の積み重ねが大切である。例えば、級友と協同して取り組むことで、問題の解決や探究活動の質が高まる。また、地域の人や専門家から協力を得て交流をもつことで、社会性や多様な価値観の中において自分のよさを発揮できる力を育てる。異な

る学年や世代の人と協力して地域活動に参画し、地域社会に協力・貢献することで、生徒の達成感や満足感を満たし、積極的に地域に関わる態度の育成につながるなどが考えられる。これらの幅広い交流活動を通じて、他者のよさの発見や自分のよさを自覚し、向上する機会とすることが求められる。

5 自己の在り方生き方を考えることができるようにすること

「自己の在り方生き方を考える」とは、以下の三つのことである。

ア 人や社会、自然とのかかわりにおいて、自らの生活や行動について考えていくこと

イ 自分にとっての学ぶことの意味や価値を考えていくこと

ウ ア、イを生かしながら、学んだことを現在及び将来の自己の在り方生き方につなげて考えること

学習の成果から達成感や自信をもち、自分のよさや可能性に気づき、人間としての在り方を基底に、自分の人生や将来、職業について考え向上しようとしていくことである。

これらについて、多様な視点から考えさせることが大切であり、常に自己との関係で物事を見つめ、振り返り、問い続けていく姿勢を育てることが重要である。

各学校においては、以上の五つの要素で構成される目標を十分に理解し、各学校において定める目標及び内容に反映させ、創意工夫して実践していくことが大切である。

第3 各学校において定める目標と内容

1 各学校において定める目標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。
--

各学校において目標を定めるに当たり、国が示した目標の五つの要素を含む必要がある。目標の設定の際には、これまで各学校が取り組んできた経験を生かし、学校や生徒の実態に応じて、より具体的な表現やいずれかの要素を重点化したり、別の要素を付け加えたりすることも可能である。また、五つの要素の順序が入れ替わることや複数の要素の趣旨をまとめて含む表現に置き換えることも可能である。

各学校が目標を定めるに当たっては、総合的な学習の時間が創意工夫を生かした横断的・総合的な学習や探究的な学習となることが求められる。また、各学校が育てようとする資質、能力、態度、学習活動の在り方などを明確に表現したものが求められる。

2 各学校において定める内容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

各学校において定める内容は、地域や学校、生徒の実態等に応じて、目標の実現のためにふさわしいと各学校が判断した学習課題である必要がある。

内容を定めるに当たって、「ひと・もの・こと」などの生徒が探究する学習対象やそれらから学ぶことが期待される学習事項（教師側から表現すれば指導事項）等によって、学習課題を具体的・分析的に示すことが考えられる。

学習課題としては、横断的・総合的な学習としての性格をもち、探究的に学習することがふさわしく、自己の在り方生き方を考えることに結び付くことなど、教育的に価値のある課題を、各学校の判断において内容として設定することが考えられる。その際、後述の「第4-1」の(5)に示された課題などを参考にしながら、学習対象を明らかにし、必要に応じて学習事項等を設定していくことが求められる。

第4 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっての配慮事項

(1) 全体計画及び年間指導計画の作成

総合的な学習の時間が実効性のあるものとして実施されるために、各学校においては、総合的な学習の時間の全体計画及び年間指導計画を作成しなければならない。

全体計画とは、指導計画のうち、学校として、この時間の教育活動の基本的な在り方を概括的・構造的に示すものである。

一方、年間指導計画とは、全体計画を踏まえ、その実現のために、どのような学習活動をどのような時期に、どのくらいの時数で実施するのかなどを示すものである。

この二つの計画において、

- ア 「目標」
- イ 「育てようとする資質や能力及び態度」
- ウ 「内容」
- エ 「学習活動」
- オ 「指導方法」
- カ 「指導体制」
- キ 「学習の評価」

などが示されるべきである。

指導計画を構成する上記の項目については、指導計画のどこかで示していればよく、全体計画と年間指導計画の少なくとも一方において明示してあればよい。

(2) 地域や学校、生徒の実態等に応じた創意工夫

総合的な学習の時間は、横断的・総合的な学習、探究的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習などを、地域や学校、生徒の実態等に応じ、各学校が創意工夫を生かして実施するものである。

創意工夫を生かすとは、他校にはない特殊なもの、独創性の高いものを行うことが求められているわけではない。地域や学校、生徒の実態に応じて、それぞれの学校の生徒にふさわしい教育活動を適切に実施することが重要である。

(3) 各学校が定める目標及び内容

各学校が定める目標や内容を定める際には、日常生活や社会とのかかわりを重視することが大切である。

このことには、次の三つの意味がある。

ア 総合的な学習の時間では、実社会や実生活において生きて働く資質や能力及び態度の育成が期待されていること

イ 総合的な学習の時間では、生徒が主体的に取り組む学習が求められていること

ウ 総合的な学習の時間では、生徒にとっての学ぶ意義や目的を明確にすることが重視されていること

(4) 育てようとする資質や能力及び態度

総合的な学習の時間は、各学校において育てようとする資質や能力及び態度を明確に設定し、学習活動の質を高めることが求められている。

育てようとする資質や能力及び態度の視点として次の三つの例を示す。

ア 学習方法に関すること

(例)・情報を収集し分析する力

・分かりやすくまとめ表現する力など

イ 自分自身に関すること

(例)・自らの行為について意思決定する力

・自らの生活の在り方を考える力など

ウ 他者や社会とのかかわりに関すること

(例)・他者と協同して課題を解決する力

・課題の解決に向けて社会活動に参加する態度など

この三つの視点は、いわゆる「知識基盤社会」の時代を担う生徒に必要とされている能力である。

(5) 学習活動

総合的な学習の時間では、目標の実現のためにふさわしいと各学校が判断した学習課題を定める必要がある。各学校は地域や学校の特色、生徒の特性等に応じて内容を設定し、具体的な学習活動として展開しなければならない。

例えば、

ア 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題

イ 生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題

ウ 自己の在り方生き方や進路にかかわる課題などに関する学習活動があげられる。

(6) 各教科・科目及び特別活動との関連付け

総合的な学習の時間と各教科・科目等との関連は、一層の重視が求められている。

各学校は、各教科・科目等で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにしていかなければならない。

そのため各教科・科目等で身に付ける知識や技能等について十分に把握し、総合的な学習の時間との関連を図れるようにすることが必要である。

(7) 目標及び内容を踏まえた学習活動

各学校は、各教科・科目及び特別活動の目標及び内容と総合的な学習の時間の目標及び内容の違いに留意しつつ、適切な学習活動を行うことが必要である。特定教科のための補充学習や各種行事の準備などと混同される内容は、総合的な学習の時間としてふさわしくない。

なお、総合的な学習の時間において、体験活動を実施した結果、学校行事として同様の成果が期待できる場合にのみ、特別活動の学校行事を実施したと判断することができる。

(8) 各学校における総合的な学習の時間の名称

各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定める。

この時間の目標や内容、学習活動の特質、学校の取組の経緯を踏まえて、適切な名称を学校固有のものとして定めることは、各学校が目指す学習活動のイメージや育成したい生徒像を明らかにしたり、保護者や地域社会への説明責任を果たしたりすることにも役立つ。

(9) 総合学科における総合的な学習の時間

総合学科においては、総合的な学習の時間における学習活動として、原則として生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動を含まなければならない。

2 内容の取扱いの配慮事項

(1) 教師の適切な指導

総合的な学習の時間においては、生徒の主体性や興味・関心を十分に生かすことが大切であるが、これは、教師が指導しなくてもよいということを意味するものではない。各学校で定めた総合的な学習の時間の目標及び内容に基づいて、より質の高い学習状況に向けて自立的な学習が行われるよう、教師が必要な手立てを講じなければならない。

(2) 他者と協同して問題を解決しようとする学習活動及び言語により分析し、まとめ・表現する学習活動の実施

総合的な学習の時間において、問題の解決や探究活

動の過程を質的に高めていくために、次の二つに配慮する。

ア 多様な他者と協同して学習活動を行うことにより、多様な情報を入手し、他者を尊重するとともに自らの役割を自覚し、協同的に人とかかわることで交流を深めたり広げたりすること

イ 問題の解決や探究活動の過程において、体験したことや収集した情報を、言語により分析したりまとめたりする学習活動を行うこと

この学習活動では、分析したことを論文としてまとめること等も考えられるが、ここでいう論文は、横断的・総合的な学習や探究的な学習を行った過程や結果、それらについての考察などを論じたものであることが重要である。

(3) 体験活動の重視、並びに観察・実験・実習、調査・研究、発表・討論などの学習活動の積極的な実施

総合的な学習の時間では、自然体験や社会体験、ものづくり、生産活動など、生徒が身体全体で対象に働きかけ実感をもってかかわっていく体験活動を適切に位置付けた横断的・総合的な学習や探究的な学習を行う必要がある。また、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論といった学習活動を積極的に取り入れることにより学習を深めることも重要である。

なお、体験的な学習を展開するに当たっては、生徒の発達の特性を踏まえ、目標や内容に沿って適切かつ効果的なものとなるよう工夫するとともに、生徒をはじめ教職員や外部の協力者などの安全確保等に十分配慮することが求められる。

(4) 問題解決・探究活動における体験活動の位置付け

総合的な学習の時間では体験活動を重視しているが、ただ単に体験活動を行えばよいわけではない。体験活動は、各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付け、価値のある体験活動とすることが重要である。その際、次の四つに配慮する。

ア 設定した課題に迫り、課題の解決につながるものであること

イ 生徒が主体的に取り組むことができるものであること

ウ 年間を見通した適切な時数の範囲で行われる体験活動であること

エ 生徒の安全に対して、十分に配慮したものであること

このことを踏まえつつ、総合的な学習の時間の内容、育てようとする資質や能力及び態度などを確実に身に付けさせるため、意図的・計画的に体験活動を位置付ける必要がある。

(5) 学習形態及び指導体制の工夫

生徒の様々な興味・関心や多様な学習活動に対応するため、個人研究や多様なグループによるグループ学習、ホームルームや学年全体での活動など、多様な学習形態の工夫を行う必要がある。また、このような学習形態を支え、学習の幅や深まりを生み出すために、総合的な学習の時間の企画・立案の段階から、全教職員の連携協力体制を整え、教職員が一体となって指導に当たるなどの指導體制について工夫を行うとともに、保護者をはじめ地域の専門家などの外部の人々の協力を積極的に学習活動に位置付けることが必要である。

(6) 学校図書館、他の学校、社会教育施設、各種団体、地域の教材や学習環境の活用・連携

問題の解決や探究活動の過程において必要となる豊富な資料や情報を収集するために学校図書館を活用することが必要である。また、異なる校種での交流や高等学校同士の連携によって生徒の知識が整理されたり、意欲が高まったりすることにより、生徒の学習活動を質的に高めることも重要である。地域の社会教育施設や各種団体等がもつ教育力を活用することは、総合的な学習の時間の目標をよりよく実現するだけでなく、生徒が社会の一員であることを自覚したり、生徒の学習意欲が向上したりすることになる。さらに、こうした学習活動を通して、生徒が地域への愛着を高め、豊かな生活を送ることにつながる。

第5 総合的な学習の時間の履修

1 総合的な学習の時間の配当

総合的な学習の時間の授業時数の配当については、年間35週行うことは標準とされていないため、学校や生徒の実態に応じて、適切に配当することが求められる。その際、卒業までの各年次すべてにおいて実施する方法のほか、特定の年次において実施する方法も可能である。また、年間35週行う方法のほか、特定の学期又は期間に行う方法を組み合わせて活用することも可能である。

2 総合的な学習の時間と課題研究等との代替

職業教育を主とする専門学科においては、総合的な学習の時間の履修により、農業、工業、商業、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨床実習」又は「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

課題研究等の履修によって総合的な学習の時間の履

修に代替することは、課題研究等を履修した成果が総合的な学習の時間の目標等からみても満足できるような場合のみ認められるのであり、検定試験や資格取得を主目的とした学習活動を行う中で、単なるスキルの習得等を目指した学習活動については、総合的な学習の時間としてふさわしくない。

なお、総合的な学習の時間の履修によって、課題研究等の科目の履修に替えた場合には、総合的な学習の時間の単位数を、専門学科における専門教科・科目の単位数に含めることはできないことに留意する。

3 総合的な学習の時間の実施による特別活動との代替

総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。なお、このことは、総合的な学習の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨をも踏まえ、体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものである。特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではない。また、総合的な学習の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替と認めるものでもなく、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成といった特別活動の趣旨を十分に踏まえる必要がある。

第6 総合的な学習の時間の評価

1 学習状況の評価の基本的な考え方

学習状況の評価は、生徒が目標についてどの程度実現しているのかという状況を把握することによって適切な学習状況に改善するものである。

各学校においては、目標や内容に従って、評価の観点を適切に定めることが大切である。その上で、どのような力が身に付いたかを適切に把握するために、生徒の学習の姿を基にした評価規準を設定することが考えられる。

2 評価の方法

総合的な学習の時間における生徒の学習状況の評価に当たっては、これまでと同様に、ペーパーテストなどの評価の方法によって数値的に評価することは、適当ではない。

生徒の具体的な学習状況の評価については、次の三つが重要である。

ア 信頼される評価の方法であること

信頼される評価とするためには、教師の適切な判断に基づいた評価が必要であり、著しく異なったり偏ったりすることなく、およそどの教師も同じように判断できる評価が求められる。

例えば、あらかじめ指導する教師間において、評価の観点や評価規準を確認しておき、これに基づいて生徒の学習状況を評価するなどが考えられる。

イ 多様な評価の方法であること

多様な評価とするためには、異なる評価方法や評価者による多様な評価を適切に組み合わせることが重要である。

ウ 学習状況の過程を評価する方法であること

学習状況の結果だけではなく過程を評価するためには、評価を学習活動の終末だけではなく、事前や途中で適切に位置付けて実施することが大切である。なお、総合的な学習の時間では、その生徒の内に個人としてはぐくまれているよい点や進歩の状況などを積極的に評価することや、それを通して生徒自身も自分のよい点や進歩の状況などに気付くようにすることが大切である。

3 評価結果の単位の認定

学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な学習の時間を履修し、その成果が高等学校学習指導要領に定める目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

(1) 単位認定の要件

ア 生徒が学校の定める指導計画に従って学習活動を行うこと

イ 学習活動の成果が総合的な学習の時間の目標と照らして満足できると認められること

(2) 単位の計算方法

単位の計算方法は、各教科・科目と同様である。

同じ学科においては、原則として同じ単位数の修得が認定されることとなる。また、学校がある単位数を定めた場合には、基本的には、その単位数が認定されるか、全く認定されないかのいずれかになる。

単位の修得の認定は各年次ごとに行うことが原則である。ただし、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

(3) 評価結果の扱い

生徒には自らの成長を評価結果等から実感させることが大切であり、保護者には学習状況等を説明する必要がある。そのため、例えば、学期ごとに通知表等で、学習活動に対する評価結果を文章で通知することなどが考えられる。